

掛川市教育委員会規則第4号

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年3月27日

掛川市教育委員会委員長

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第18条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第3条第2項の表中

「

社会教育課	社会教育係	スポーツ振興係	文化財係	美術館係	吉岡彌生記念館係
-------	-------	---------	------	------	----------

」

を

「

社会教育課	社会教育係	スポーツ振興係	文化財係	吉岡彌生記念館係
-------	-------	---------	------	----------

」

に改める。

第5条第2項第1号カ中「就学指導委員会」を「就学支援委員会」に改め、同条第3項第1号コを削り、同号中サをコとし、シからタまでをサからソまでとし、同項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。